

ソフィアメディ訪問看護ステーション榎原 料金表(要介護)

2021年4月1日
金額単位(円)

①訪問看護基本料金(1回あたり)※1

	サービス内容	単位数	単位金額	お客様負担額目安		
				3割	2割	1割
看護師 訪問	訪問看護 I 1 ※2 (20分未満)	313	3,195	959	639	320
	訪問看護 I 2 (30分未満)	470	4,798	1,440	960	480
	訪問看護 I 3 (30分～60分未満)	821	8,382	2,515	1,677	839
	訪問看護 I 4 (60分～90分未満)	1,125	11,486	3,446	2,298	1,149
PT・OT・ST 訪問 (リハビリ)	訪問看護 I 5 (20分)※3	293	2,991	898	599	300
	(40分)	586	5,983	1,795	1,197	599
	(60分)※4	792	8,086	2,426	1,618	809

※1: ケアプランの限度額を超えた場合は、全額お客様負担となります ※2: 訪問看護 I 1は週1回以上20分以上の看護師、保健師による訪問を実施している場合のみとなります ※3: 1週間に6回が限度となります ※4: 1日に2回を超えてPT・OT・ST訪問を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数(264)で算定します。

②営業時間外の割増料金について

お客様事由による夜18時～朝8時以前の訪問は時間帯に応じ①の基本料金に対し時間外割増料金が発生します。緊急時対応にご契約のお客様は、1ヶ月以内の2回目以降の緊急訪問より時間外割増料金がかかります。

夜間(18:00～22:00)=25%	深夜(22:00～6:00)=50%	早朝(6:00～8:00)=25%
---------------------	--------------------	-------------------

③加算(追加料金)

加算項目	単位数	単位金額	お客様負担額目安			
			3割	2割	1割	
初回加算	300	3,063	919	613	307	
退院時共同指導加算	600	6,126	1,838	1,226	613	
看護・介護職員連携強化加算	250	2,552	766	511	256	
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,105	1,532	1,021	511	
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,552	766	511	256	
★緊急時訪問看護加算	574	5,860	1,758	1,172	586	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6	61	19	13	7	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3	30	9	6	3	
看護体制強化加算(Ⅰ)	550	5,615	1,685	1,123	562	
看護体制強化加算(Ⅱ)	200	2,042	613	409	205	
ターミナルケア加算	2,000	20,420	6,126	4,084	2,042	
長時間訪問看護加算	300	3,063	919	613	307	
複数名訪問加算(Ⅰ)	(30分未満)	254	2,593	778	519	260
複数名訪問加算(Ⅰ)	(30分以上)	402	4,104	1,232	821	411
複数名訪問加算(Ⅱ)	(30分未満)	201	2,052	616	411	206
複数名訪問加算(Ⅱ)	(30分以上)	317	3,236	971	648	324

★…別途、お客様とのご契約が必要です。

④その他の費用

交通費	通常の実施地域内	無料	延長料金 ※5	30分未満	4,798
	公共交通機関	実費		30分以上～60分未満	8,382
	自動車(通常の実施地域外)※km毎	10		60分以上～90分未満	11,486
在宅終了者訪問処置料(訪問看護と連続して行われるもの)					20,000

※5: 長時間訪問看護加算の要件に該当しない方で、1回の訪問が上記訪問看護基本料金の時間(90分)を超える場合は、保険の適用外となり全額お客様負担になります。

ソフィアメディ訪問看護ステーション樫原 料金表(要介護)

⑤キャンセル料(1回あたり)

		お客様負担額		
		3割	2割	1割
訪問看護 I 1	(20分未満)	959	639	320
訪問看護 I 2	(30分未満)	1,440	960	480
訪問看護 I 3	(30分～60分未満)	2,515	1,677	839
訪問看護 I 4	(60分～90分未満)	3,446	2,298	1,149
訪問看護 I 5(※6)	(20分/回)	898	599	300

※6 訪問看護 I 5は、ご契約回数に応じて、上記参考料金がキャンセル料となります。

お客様の都合でキャンセルする場合には、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、お客様負担金の100%相当額のキャンセル料を申し受けさせていただきます。ただし、お客様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

★上記以外に、当ステーションが主治医から頂く「訪問看護指示書」の訪問看護指示料が発生します。主治医の医療機関でのお支払いをお願いします。

⑥加算についての説明

【初回加算】過去2ヶ月間において、当ステーションから訪問看護(医療保険の訪問看護を含む)の提供を行っておらず、新たに訪問看護計画を作成した場合、初回の訪問看護を行った月に1回算定します。介護度区分変更の結果、要支援から要介護へと変更となった際に、新たに訪問看護計画を作成した上で、区分変更後初回の訪問看護を行った月に1回算定します。

【退院時共同指導加算】病院、診療所又はまたは介護老人保健施設又はまたは介護医療院に入院、入所中のお客様に、当ステーションの看護師等が主治医の先生等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提出した場合には、退院、退所後初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を必要とする方は2回)算定します。(初回加算を頂く場合には算定しません)

【特別管理加算】厚生労働大臣が定める状態にあり、特別な管理を必要とするお客様には、計画的な管理をおこないます。利用料は1ヶ月単位で、基本料金に下記特別管理加算を1回算定します。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のみのお客は、特別管理加算はかかりません。

※厚生労働大臣が定める状態

●特別管理加算(Ⅰ):在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

●特別管理加算(Ⅱ):在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥瘡の状態。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

【緊急時訪問看護加算】緊急時連絡対応のご契約をされた方において、月1回算定します。

※訪問が発生した場合、緊急時訪問看護加算料金の他に、訪問ごとに料金が発生します。

【サービス提供体制強化加算】厚生労働大臣が定める以下の基準を満たし届出をしている訪問看護事業所の場合、1回あたりの基本料金に、サービス提供体制強化加算を算定します。

※厚生労働大臣が定める基準

イ)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

- ①研修計画を作成し、計画に従い研修を実施している
- ②お客様の情報もしくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした会議を定期的に開催している
- ③健康診断を定期的に実施している
- ④勤続年数7年以上の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が30%以上である

ロ)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

- ①イ)の①、②、③を満たすこと
- ②イ)の④が勤続年数3年以上の看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が30%以上である

【看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)】

厚生労働大臣が定める以下の基準を満たし届出をしている訪問看護事業所が、医療ニーズの高いお客様への訪問看護の提供体制を強化した場合、看護体制強化加算を月に1回算定します。

※厚生労働大臣が定める基準

イ)看護体制強化加算(Ⅰ)

- ①算定する月の前6ヶ月間において、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上である
- ②算定する月の前6ヶ月間において、訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分の20以上である
- ③算定する月の前12ヶ月間において、訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上である

ロ)看護体制強化加算(Ⅱ)

- ①イ①およびイ②に掲げる基準のいずれも満たすこと
- ②算定する月の前12ヶ月間において、訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上である

【ターミナルケア加算】在宅でご逝去されたお客様についてお客様又はまたはそのご家族等の同意を得て、そのご逝去日及びおよびご逝去日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅やご自宅以外でのご逝去が確認された場合を含む)に算定します。

【長時間訪問看護加算】特別管理加算の対象のお客様で、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、1回あたりの基本料金につき1回算定します。

ソフィアメディ訪問看護ステーション樫原 料金表(要介護)

【複数名訪問加算】厚生労働大臣が定める以下の基準のいずれかに該当する場合に限り、同時に複数の看護師等により訪問を行う必要がある場合は、お客様やご家族様等に同意を得た上で、1回あたりの基本料金につき1回算定します。

複数名訪問加算(Ⅰ)看護師等と複数名で訪問する場合の加算です。

複数名訪問加算(Ⅱ)看護補助者と複数名で訪問する場合の加算です。

※厚生労働大臣が定める基準

- ①お客様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他お客様の状況から判断して、①又はまたは②に準ずると認められる場合